

コード	名 称	区分	コード	名 称
事業名	158-5 人権相談推進事業	会計	01	一般会計
		款	02	総務費
		項	01	総務管理費
基本	38 互いを認め合い、すべての人の人権を尊重する	目	17	人権啓発費
施策		細目	151	人権啓発推進経費
行革大綱の重点事項番号		細々目	51	人権啓発推進経費
担当部課	コード 100900	担当者	22 -	9631
	名 称 人権生活環境部人権政策・男女共同参画課	氏 名	前田 康人	(内線) 2175

事務事業の概要(Plan)

対象(誰を、何を)	人権侵害を受け、あるいは人権に関する悩みをもっている市民	※対象件数
成果(どうする)	市民が人権相談窓口を利用しやすくなる。	
根拠法令・要綱等	伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例 第5条	
開始年度	平成	年度
終了年度	平成	年度
H22		
事業内容	1. 法務局や県人権センター、人権擁護委員等関係団体等との連携による人権相談業務の推進 2. 相談員の資質向上 3. ネットワーク化の検討	
社会情勢の変化等	市民の人権に対する関心が高まるなか、人権相談業務へのニーズがますます高まっている。また、インターネット上の人権侵害等も発生している。	

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
2 建設面積(延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	人
3 年間運営費	千円
4 市内の類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト(Do)

活動指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
			目標	実績	目標	実績
	人権相談の実施回数	回	205	205	205	205
			目標	実績	目標	実績

成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
				目標	実績	目標	実績
	協議会での学習・研修回数	相談員の資質を向上させ、市民が安心して相談できる	回	2	2	2	2
	人権相談の相談者数	日常の悩み事を気軽に相談しつつ、物事を人権の視点で捉えることができる	人	90	109	90	100

		H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
直接事業費計 (A)		(千円) 305	(千円) 302	(千円) 300	(千円) 300
投入コスト	A の財源内訳				
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他				
	一般財源	305	302	300	300
	事業投入人件費 (B)	0.1 人 720	0.1 人 720	0.1 人 720	0.1 人 720
フルコスト(A)＋(B)		1,025	1,022	1,020	1,020

事務事業の評価(Check)

判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
必要性	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業	
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	
	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業	
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業	
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業	
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業	
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業	○
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業	
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業	
事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業	
【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
有効性	事務事業の継続、達成度や実績を高めることで成果指標の向上が期待できる。	○
	基本施策の目的を実現するために現在の事務事業の内容は適切であり、基本施策に対して貢献度も高サービス水準や対象を見直す余地がある。	○
達成度	当初設定した計画を 100% 実施している。	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
	予算の繰越の有無 無	
	【予算の繰越がある場合、繰越の理由】	
効率性	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。	
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。	
	【事業名】	
	受益者負担を求めることができる事業である。	
	全体コストにおける負担構成は適正である。	
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。	

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	人権相談の必要性は、相談者の数だけでは測れない。しかし、相談のあるなしに関わらず、非常に重要な業務であり、継続していく必要がある。できる限り、相談しやすい状況づくりに努めていく。また、多様化する人権相談に対して、迅速かつ的確に対応できるよう、地域人権相談ネットワークの組織化の検討を開始する。
昨年度の取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 伊賀市人権擁護委員協議会独自の研修のほか、専門委員会ごとに学習会を開催した。県が開催した「相談員スキルアップ講座」も積極的に受講し、人権相談に対して的確に対応する資質を学んだ。

今後の方向性(Action)

担当課長氏名	大橋 久和
事業の方向性	【方向性】 現状維持 【理由】 引き続き、法務局や人権擁護委員協議会と連携を図り、人権相談の充実に努める。また、相談員の資質向上や、協議会の活動に対する支援を継続する。
現時点における課題、その他	人権相談の件数は、昨年度の2倍に増えており、それらに迅速かつ的確に対応しなければならない。
課題、その他に対する改善策(いつまでに、何を、どうする)	多様化する人権相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう、引き続き相談員の資質の向上に努めるとともに、地域人権相談ネットワークの組織化について検討していく。